

議事日程 (4)

平成28年3月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第1号 芦屋町行政不服審査会設置条例の制定について
- 第2 議案第2号 芦屋町石油貯蔵施設立地対策基金条例の制定について
- 第3 議案第3号 芦屋町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について
- 第4 議案第4号 芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の制定について
- 第5 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第6 議案第6号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第7号 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第8号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第12号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第14号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第15号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第16号 芦屋町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第17 議案第17号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 第18 議案第18号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

- 第19 議案第19号 平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第20号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第21号 平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第22号 平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第23号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第24号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）
- 第25 議案第25号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第26号 平成28年度芦屋町一般会計予算
- 第27 議案第27号 平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成28年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成28年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第33 議案第33号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第34 議案第34号 柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結について
- 第35 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第36 承認第2号 専決処分事項の承認について
- 第37 同意第1号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

【 出席議員 】 （11名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 松上 宏幸 | 2番 松岡 泉 | 3番 今田 勝正 | 4番 内海 猛年 |
| 6番 妹川 征男 | 7番 貝掛 俊之 | 8番 田島 憲道 | 9番 辻本 一夫 |
| 10番 川上 誠一 | 11番 横尾 武志 | 12番 小田 武人 | |

【 欠席議員 】 （1名）

- 5番 刀根 正幸

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 (8 名)

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 11 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 1 号から、日程第 36、承認第 2 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 2 号、平成 28 年 3 月 14 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 1 号、賛成多数により原案可決。

議案第 2 号、賛成多数により原案可決。

議案第 3 号、賛成多数により原案可決。

議案第 4 号、賛成多数により原案可決。

議案第 5 号、賛成多数により原案可決。

議案第 6 号、賛成多数により原案可決。

議案第 7 号、賛成多数により原案可決。

議案第 8 号、賛成多数により原案可決。

議案第 9 号、賛成多数により原案可決。

議案第 16 号、賛成多数により原案可決。

議案第 17 号、賛成多数により原案可決。

議案第 18 号、賛成多数により原案可決。

議案第19号、賛成多数により原案可決。

議案第24号、賛成多数により原案可決。

議案第25号、賛成多数により原案可決。

議案第26号、賛成多数により原案可決。

議案第27号、賛成多数により原案可決。

議案第32号、賛成多数により原案可決。

議案第33号、賛成多数により原案可決。

承認第1号、賛成多数により承認。

承認第2号、賛成多数により承認。

意見、議案第6号及び議案第32号については、次のとおり意見を付す。

議案第6号、地域手当支給に当たっては、職員による町内での購買意欲を喚起するよう意見を付す。

議案第32号、従業員賃金の予算執行に当たっては、所管委員会と十分に協議されるよう意見を付す。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第3号、平成28年3月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第10号、満場一致により原案可決。

議案第11号、満場一致により原案可決。

議案第12号、満場一致により原案可決。

議案第13号、満場一致により原案可決。

議案第14号、満場一致により原案可決。

議案第15号、満場一致により原案可決。

議案第18号、賛成多数により原案可決。

議案第20号、賛成多数により原案可決。

議案第21号、満場一致により原案可決。

議案第22号、賛成多数により原案可決。

議案第23号、満場一致により原案可決。

議案第26号、賛成多数により原案可決。

議案第28号、賛成多数により原案可決。

議案第29号、賛成多数により原案可決。

議案第30号、賛成多数により原案可決。

議案第31号、満場一致により原案可決。

議案第34号、満場一致により原案可決。

以上で報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....

平成28年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

2ページの第32号に関する件で、この意見書のところですね、3番目に書いてあります従業員賃金の執行に当たっては、所管委員会と十分協議をされるよう意見を付すということになっていますが、これはどういう意味でしょうか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

これは書かれたとおりでございますが、当然のことと言えば、当然のことでございます。今回議案第6号、職員の給与改定に伴う議案に関して、総務財政常任委員会としましては、2日間に及ぶ慎重審議をいたしました。それに準ずる形でやはり芦屋町の公営企業である従業員の賃金においても予算が、団体ですね、当然労使間の交渉事であります。それが決定したならば、委員会のほうに報告をお願いしたい、そういった趣旨でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

この意味は結果について報告してくださいと、そういうことですか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

結果について報告し、当然予算を審議するのは議会でございますので、その結果について決まりましたら、その予算について審議する。これ当然のことでございますので、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

この従業員の労働条件というのは、労使があるわけですから、確実に労使交渉の結果によって、これは決定されるものであってですね、今、最後にきちんと報告してくださいと、そういうことであるならば、わからんこともないんですけども。この交渉に対する意見を述べるということになりますと、労使交渉に圧力がかかるんじゃないか、そういう気がちょっとしたものだから、そこら辺について、はっきりしておきたいという思いで質問しました。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今の議案第6号については、意見を付すということでよくわかりました。それで、この委員会の結果報告を見ますと、21議案がある中で、満場一致はゼロ、賛成多数が全部ということで、ちょっと初めて今見ましてですね、疑問に思っているわけですが。我々民生文教委員会は、17議案のうち満場一致が10、賛成多数が七つあるわけですけど。非常に今回の総務財政委員会の内容は賛成多数が全部なんですけど。全部説明していただくというわけにはいかないと思いますが、どのような経緯でこういうふうになったのか、委員長のほうからその反対者がおられたんでしょうけど、どういうふうな意見が出たのか説明していただければと思います。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

各議案について、るる委員のほうから意見はございました。賛否をするのは、個人の見解でございますので、私の答えるところではございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあたくさんあるわけですけど、討論ですね、その際に反対された方の討論というか、そういうのはなくて、ただ賛成の方というふうなとり方をして、反対する方は意見を述べずして、このように進められたということでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

反対される方は、意見はございました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第17号、連携中枢都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について伺います。この議案についての委員会の質疑はどのような質疑があったのかを大まかなところを教えてください。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

この連携に当たって、いくつかのですね、協定の事項がありますが、そういった形で優先順位はどのようになっているのか、そういった質疑があったと認識しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

このですね、連携都市構想の締結に関する住民に対する説明とかですね、またホームページへの掲載をしてですね、内容を住民に、町民に周知させる。そういったことは行ったのかとかいう、そういった質疑はなかったのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

そのあたりはなかったと認識しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第1号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第2号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第3号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第4号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この議案について、反対討論を行います。

この条例制定についてですが、町の施政方針にあしやまち改革戦略が、公共施設の適切な配置としてですね、上げられていますし、それに従ってこの条例が提案されているものと思います。それについては、今の社会情勢からしてですね、当然のことかも知れませんが、それでこの制定の内容の条文ですけれども、これにですね、7ページに守秘義務というのがありますね。私も質疑しましたけども、7条、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。」と、この条文があえて必要なのかなと思うわけですよ。やはり、公共施設の適正化と最適な配置というのは、今後の財政上はやっぱり必要だと思うわけですが、町民の関心も大きいですし、これは当然ガラス張りの、しかも傍聴は認められるものであろうと想定するわけですけど、それを秘密会議でもないだろうと思うんですよ。だから選出された委員は、このように退いた後も秘密を守らなければならないような条文に、委員の方は非常に萎縮されて、やはり本心でいろいろな御意見を出されることがなくなってしまうんじゃないかなと。今、秘密会議とか秘密の条文があちこちで芦屋町の場合はあるんですけど、これはやっぱり削除すべきではないかなというふうに思って反対といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

第4号に対してですね、反対の対場から討論します。

第1条のですね、「長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するための芦屋町公共施設等総合管理計画」となっていますので、例えば、老人憩の家を整備するとかそういったふうなところも、これに入ると思うんですけど、それだけではなくて、今度はやっぱり今、政府が進めている

コンパクトシティという観点から、やはり北九州市への統合とか、そういった部分を含めたものもこの中に含まれると思いますので、そういった点ではですね、こういったことについてはやっぱり認めることができませんので、反対といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第4号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第5号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号の討論を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

議案第6号、芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、反対の立場で意見を少し申します。

人事院勧告に伴い、給料月額、勤勉手当の中の、地域手当2%支給について、反対の立場で討論を申しますが、地域手当については、議案第26号、議案第32号と関連いたしますので、議案第32号、芦屋町モーターボート競走事業会計のところでは詳細に討論をいたします。よって議案第6号については、反対の意見だけ申し上げておきます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第6号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第7号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

だいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第8号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第9号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第10号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第11号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第12号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第13号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第14号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第15号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第15号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第16、議案第16号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第16号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第16号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第17号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第17号、連携中枢都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について反対の立場から討論します。

町長の施政方針では「芦屋町にとっては、特に環境や下水道、地域公共交通分野での連携など、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に、大いに期待ができるところです」として、連携事業として12項目の事業を連携すると想定しています。

人口の減少が続いている芦屋町にとって北九州市営バスのJRとの接続や公共下水道の広域化を図るには、北九州市とのパートナー関係を強めていくことは理解できるし、スピード感をもって行っていくべきだというふうに思います。しかし、この連携協約はそれだけではなく、第3条にあるように、別表第1から別表第3までに掲げる全ての取り組み、事業に対して包括的に協約を結ぶものであり、締結自治体は、1、経済成長の牽引にかかわる取り組み、2、高次の都市機能の集積及び強化にかかわる取り組み、3、生活関連機能サービスの向上にかかわる取り組みに責任を負うこととなります。また、議会に対しては2回の全員協議会での説明があっただけで、十分な議論がされている状況ではありません。

連携中枢都市圏構想推進要綱の連携協約の締結等に係る留意事項では「連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。

特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広告媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。」としています。芦屋町においては、どのように地域住民に説明や周知が行われたのでしょうか。連携協約の締結は芦屋町の将来に大きな影響を与える大問題です。

そもそも、連携中枢都市構想など広域連携強化に向けた地方創生は国の道州制に向けた合併の代替措置でしかありません。平成の大合併で地域の疲弊が進み、すぐには合併の強制はできない状態になっています。合併を進めた首長や議員からも「合併の結果は惨たんたる結果であった」と批判が上がりました。

そうした中で、出てきたのが地方創生です。2014年12月の総選挙に向けた自民党の政策政権公約2014では道州制の導入を進めるとしながら、「導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体の機能強化を図ります。」と明確に書いています。基礎自治体の合併が進まない中で、連携中枢都市圏を指定し、中心都市と周辺市町村の連携協約を結んで、周辺部にある病院や公共施設を中心に集め、権限を県から移行していくという中で、県の役割が縮小し、「もう廃止してもいいのではないか。」という声が出てくるようにして、道州制に結びつけていく狙い、つまり合併の代替措置としての役割が見えてきます。これが連携中枢都市構想の本質です。地方創生は決して地方を再生させるものではなく、一部で言われている特産品づくりのためだけではありません。

芦屋町がまちづくりを進める上で、弱点を克服するために入り、協議するという意図は理解できますが、住民に対する説明など手続上にも問題のある今回の連携協約の締結に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

川上議員がわかりやすく説明しておられますので、私は簡単に。

私はこの連携協約を見て、また別冊のものを、目を通したわけですけど、甲の役割、甲とは北九州市、乙の役割、乙は芦屋町、それを見てもみますと、甲が主体的に推進する。取り組みを主体的に推進する。こういうことがどこかしこにも書かれておりますが、乙は芦屋町、芦屋町は北九州と協力して取り組みを推進する。甲の取り組みに協力する芦屋町。こういうことがたくさん書かれてあるわけですけど、やはりこれ北九州主導で進められる内容だなど。国が進める道州制に道を開くような危険性を感じております。

また、この別冊の連携中枢都市ビジョンを見ると、具体性に欠けて、非常に言葉は、言葉としては何か夢があるようなことが書かれてありますが、一つ一つ見てみると具体性に欠けたものである。安易にこのような連携協約を締結すべきではない。離脱することができるのかどうかわか

りませんが。町民の負託を受けている私たち議員としては、この議案は十分に審議されていないし、また、内容についても町民に知れ渡っていないと思います。したがって私はこの議案に対して、反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。日程第17、議案第17号ですけど、連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について。この件でありますけれども、賛成の立場で討論させていただきます。

本協定は大枠が決められたものでありますので、その点と、それから細部については、年1回を基準として協議が行われるということで、今後のですね、推進が図られることによって、この協定に関する内容が充実されるというふうに考えられますので、芦屋町にとっては不可欠な協定だと考えますので、賛成させていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

議案第17号ですね、賛成の立場から討論させていただきます。

いわゆる今、この人口減少の社会の中で、今の政権与党が地方創生という形で、この連携中枢都市圏構想を進めているわけですが、その中で圏域の市町がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限に引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を目指していかなければならないと考えております。そして、現実的に芦屋町のことを考えますと、やはり下水道事業というものは、これを解決していくためには、本当にこの芦屋町、10年、20年後の課題でございます。この解決策がやっと、解決するのにやっと光が見えてきたのがこの議案第17号の連携協定だと思います。よって私はこの議案第17号に対して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。付託

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第17号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第18号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

6番、妹川です。この一般会計補正予算については、また第26号に新年度予算にかかっておりますので、またそこで詳しくは説明したいと思いますが、この部分についてはですね、るるあるわけですけど、一つだけ挙げさせてもらっています。反対討論です。

社会保障、税の一体化によるマイナンバー制度は各自治体の事務のソフト、そして情報セキュリティ強化事業、システム整備事業などが変更されていくわけですけど、個人番号カード印字システム、それから事務委託、新規事業の財政負担は非常に大きいわけですが、国庫補助金と言えども税金です。全国的に国の予算は1,000億円とか2,000億円とも言われているわけですが、各自治体は国の政策に基づいて、皆さん方、職員の皆さん方はそれに従わなければならないでしょうけれども、そういう国からの補助金でもって、今業務が行われておりますが、委託料を支払いながらですね、進められていると思います。

ここで言えることは、この問題、このマイナンバー制度に関する問題点として挙げられるのは、やはりITシステム、それからソフト事業、そういう事業者の利益のためにやられているのではないかというようなことも言われております。また、この国民、そして芦屋町民のマイナンバーカード申請率はどれくらいですかと委員会でお聞きしたところ、今、人口約15,000人としてですね、個人番号カードの申請者数は2月現在、約700人。まだことし、来年、少しずつ上がっていくでしょうけど、率にすると4.6%ですね。私ももちろんしていません。また住基ネットのときは650人だったそうですけれど、27年度はそのための予算として700万円の国庫補助金で賄っている。国民の税金なんですね。また28年度も計上されております。

マスコミでも報じられているように、非常に危険性がある個人情報の漏えい、そして個人情報が丸裸になってしまう。また、新聞紙上でもシステムが動かないとか、オレオレ詐欺被害にあったとか、そういう点がありますから、国民の皆様、芦屋の町民の皆様もこれに賛同して申請されるかどうかわかりませんが、こういう点についてですね、国策に従って、自治体としても従わなければならないでしょうけど、我々町民の負託を受けた議員としてもですね、これはやっぱり問題ありだ。問題だということを声を上げていく必要があるのではないかということで、私は反対

いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第18号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第19号の討論を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

3番、今田です。議案第19号に対する反対討論を行います。

14日の委員会では賛成しましたが、特別会計について再度確認して、支持者等の声も聞きました。そこで人口減少による税収増は望めず、過疎債も借金であることから、町財政に不安を感じるため、反対討論といたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

6番、妹川です。この議案については新年度予算の第27号にも計上されておりますので、ここでまたお話しすると思いますが、この平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算に反対いたします。

今、着々と基本設計から実施設計が行われ、近々5月、6月でしょうか、住民説明会が開催されるというふうの方針でも出されていますが。また、この病院建てかえについては、町民の合意が十分になされていない。町民の合意が得ているのかと。まあ、今回の議会でも町長答弁がなされましたが、93%の賛成アンケート結果をということを答弁されておりますね。こういう93%のアンケート結果ということを金科玉条としながらですね、先に建てかえありきの論法で進められてきた。

私は3年前、シンポジウムを開き、また賛否を問うために住民投票条例を制定してはどうかと。

そして、住民の方々がですね、本当に病院が必要であるというような住民投票の結果に基づいて、肅々とやっていけばいいわけですよ。投票によって病院は必要だと。そのベッドのない町ではよくないと。やはりそういう泊まりのできる病院が欲しいということであればですね、私はそれでいいと思うんです。町長はその際に町民に一々問う必要はない。町民の代表である議会で決めればよいではないかという答弁をなされましたが、まさに町民置き去りの町政ではないかということで、一貫してこの病院に関する議案については反対し続けてきております。

私は病院を建てかえるのは反対ではないんですよ。建てかえる必要はあるだろうと思います。でもね、町民の合意がなくてどうします。また、四十六、数億円と言われていたのが、病院の周辺道路変更、警察協議等の結果ですね、また人件費、資材の高騰で約4.6億円から5.2億円と増額してきたわけですけど、オープンしてもですね、町民の理解が得られるのか、経営がうまくいくのか、非常に私は心配です。

現在、道路変更に伴い、岩盤を掘削機で土曜日、日曜日、雨の日もかかわらず工事が行われています。騒音被害は相当なものであろうと。あの建てかえるところからはまゆう団地まで、朝から夕方まで掘削する音が聞こえておりますので、花美坂あの辺の、周辺のところからは相当なる抗議があっているのではないかと。

また、この予算が通れば、また、新年度の予算が通れば、実施設計に移行し、そして進められていくと思いますが、院内薬局はどうなったのか。計画ではなさそうですね。やはり、血の通った病院に、患者に寄り添う病院こそが本来の病院ではないでしょうか。そういうことが計画にはなされないであろう。そういう病院であれば、町民の方々はこの芦屋中央病院の建てかえに、心から賛同する人たちは少なくなっていく。そういう意味で、もう少し見直し、もう一回、過疎の指定は32年でしたっけ。33年でしたかね。まだまだ、あと1年ちょっと余裕を持って進められたらどうでしょうか。そういう意味で反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第19号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第19号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第20号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

国民健康保険特別会計補正予算、これも新年度予算と絡めておりますので。これ、補正予算書を見ますとね、改正前の額が1億5,200万円、そして補正額が9,700万円と増額されておるわけです。赤字補填でしょうか。その補填額のうち、8,000万円が一般会計より繰り入れられています。つまり、50%以上が赤字補填として計上されているんですね。これは、民生文教委員会で指摘されて私もなるほどと。そして27年度、26年度調べてみました。毎年のように30から50%赤字補填。こういうことで計上されていること自体、会計処理上、非常に問題ですよ。恐らく、28年度の補正予算はこれまでの実績からすれば、また相当な金額が一般会計から繰り入れる補正予算になるでしょう。もう、会計処理上、本当異常ですこれは。まあ、そのことによって町民に対して不信感を抱かせるような予算の組み方はなさらないでください。補正予算もしてほしくない。やはり実績によって予算を組めば、このように相当額の8,000万という補正額、9,700万という補正をしなくてよかったのではないかと思います。そういうことを、問題を指摘してですね、今後検討していただきたい。そういう意味で反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第20号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第20号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第21号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第21号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第21号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第22号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この27年度国民宿舎特別会計補正予算については、新年度の第30号において反対の意思表示をいたしますので、この補正予算についても反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第22号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第22号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第23号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第23号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第23号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第24号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

妹川です。平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算、これも新年度予算で32号にあります。それについても反対いたします。

私、平成24年度の9月議会でした。ね、芦屋町はボートピア勝山の無償譲渡契約書をいまだに非開示にしたままです。もう、あれから3年近くなるでしょうか。契約書を非開示にしたまま、モーターボート競走事業会計を審議するなど無責任だということで、9月議会、24年の9月に言いました。反対討論を行って反対しました。その際に前の局長が、未来永劫非開示になるであろうというようなことを言われました。私は未来永劫そうであれば、反対し続けなければならない。もうそろそろ見せたらいかがですか。もう出さないんですか。

私たちが民間同士であれ、公的な機関であれ、やはり土地売買やそれから、国と県との土地の売買、さまざまな公的な機関、それから民間機関があったとしてもですね、秘密にすることないじゃないですか。そして、その当時、議会運営委員会には、その当時の議会運営委員の方には見せて、そうでない半分以上の方には開示しない。こういう閉鎖的の秘密会議、こういう芦屋町の執行部、ないしは芦屋町の議会人が、そのことについて抗議をしない。いかがですか。なぜ出せないんですか。新しく局長が変わられたから、そういう意味でなぜ。確かに、話は聞きましたよ。民間の会社と、民間とそれから企業とのかかわりがあるというふうに言われたけど、中身を見てそんなもんじゃないでしょ。当然、出すべきです。私はそういう閉鎖的、秘密性的な行政が私はおかしいと。そういう意味で反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第24号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第25号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第25号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第26号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第26号、平成28年度芦屋町一般会計予算について反対の立場から討論します。

28年度予算を見ると、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる町をつくるということで、出産祝金やバス通学に対する通学補助、学童クラブの多子世帯軽減、子ども医療費の中学3年までの無料化、小学校へのエアコン設置などが評価できると思います。

環境の問題では、農業や漁業の環境整備、メタンガスを利用したバイオマスエネルギーの有効活用、太陽光発電の推進などが評価できます。

公園整備に対する予算が増額していますが、町民の憩いの場としての公園整備は必要なことです。しかし、今回上げられている公園には、中央公園やはまゆう公園など1億円を超える公園の整備事業があります。このような公園の整備については発案時から住民の声を反映し、住民への説明責任を果たし、住民の理解を得た中で行わなければなりません。

また教育の分野では、小学校4年生までの35人学級を行っていますが、福岡県では、先生が足りず、教員の非正規率は全国ワースト2位となっており、教師にゆとりがない状況です。それらを解決し、行き届いた教育の実現のためにも少人数学級は不可欠です。小学校6年までの35人学級と中学3年まで35人学級を実施している町は、福岡県下でも15自治体が行っています。子育て支援を推進し、人口減歯どめ定住策を行い、「芦屋の子は芦屋で育てる」と言うのであれば早急の実施すべき課題です。

最後に介護保険広域連合への拠出金と地域支援事業についてです。

介護保険に反対する理由の第1に、要支援者1、2の人への訪問介護と通所介護を介護保険給付の対象から外し、市町村事業に移行したことです。要支援者のホームヘルプ・デイサービスは2017年までに市町村ごとの介護保険の給付から外し、介護予防・日常生活支援事業に置きかえることになりました。このことにより介護保険の範囲は大きく縮小し、自助・互助へと転換し、介護保険の重大な改悪となります。

第2に特別養護老人ホームへの新規入所を原則、要介護3以上に限定してしまいました。全国で52万人以上に上る入所待機者のうち、要介護1、2の人は17万8,000人で待機者全体

の34%を占めます。これらの方々は、制度改悪によって待機者からも外され、切り捨てられることとなります。在宅での生活が困難になった要介護高齢者の居場所がないという介護難民問題が深刻化しています。要介護1、2の人を入所申し込みの対象からも除外すれば、行く当てのない介護難民が大量に発生することとなります。

第3に昨年8月からこれまで一律1割の利用料負担を、合計所得160万円以上の人は2割負担に引き上げました。在宅サービス利用者の15%、約60万人、施設利用者の5%、5万人の方々の負担が、一挙に最大2倍の負担増加になりました。サービスが必要であっても利用できない事態が起こっています。

第4に介護保険3施設では、低所得者には居住費と食費の補助があり、自己負担が軽減されてきました。制度の改定により、低所得者の居住費・食費の補足給付の対象要件が厳しくなりました。補足給付の対象者は100万人以上で、ショートステイを利用する人々も含まれ、新たな要件に抵触して補足給付が打ち切られれば全額自己負担となり、施設から退所する方やショートステイの利用を控える方が生まれています。

5点目に高齢者の負担の限界を超えた介護保険料の問題です。

広域連合の第6期の介護保険料はAグループで7,369円、Bグループで5,545円、Cグループで4,800円となっており、第5期の保険料から10%を超え上昇しています。かつて、月額5,000円が高齢者の負担の限界と言われていましたが、ついにこれを突破して限界を超えています。

厚生労働省の集計では2025年には全国平均8,150円程度になると見込んでいます。高齢者の負担の限界をはるかに超えて、上昇を続ける介護保険料をどうするか最大の問題となっています。介護保険制度が多くの問題を抱えているのは、国庫負担割合が少な過ぎるからです。特養ホームなどを増設するなど、サービスの量や事業者への介護報酬を引き上げると、介護保険料や利用料の負担増に連動するという介護保険の根本的矛盾を解決するためにも、国庫負担割合をふやすことが必要です。

国は財政難を理由に社会保障費を削減抑制していますが、防衛費5兆円という軍拡予算を削れば、高齢化社会に対応する介護保険の充実が可能です。

自衛隊が5機導入しようとしているオスプレイは610億円、昨年の介護報酬削減分の600億円と同額です。新型の対潜哨戒機20機の購入予算は3,504億円、介護報酬削減の5年分、介護保険低所得者軽減の5年分に相当します。集団的自衛権行使の戦争法発動のための軍拡予算を減らし、介護の充実を国に求めることが必要です。

以上のことを指摘して一般会計予算に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

妹川です。この一般会計予算を審議いたしました民生委員会でもですね、また総務財政のものについては資料を見ながら、また関係担当者の方にいろいろとお聞きしながら、私はるあるわけですけど、5点ほどですね、説明をしながら反対討論をいたします。

先ほど、社会保障税番号制度システム整備事業の委託料が約400万円計上されています。そうすれば、昨年、今年度、また来年度もあるのかわかりませんが、1,000万円をはるかに超えそうな気がしてなりません。非常に、本当に費用対効果、本当に町民のためになるのか。メリット、デメリットを考えたときに、デメリットが非常に多くて、そういう個人カード申請者も多分、全国規模では20%ぐらいしかいかないのではないかというふうに言われていますが、芦屋町は五、何%でしたか、まあ10%、十四、五%、積極的にPRされていますけど、本当にメリットがあるのかなというふうに思います。こういうお金の、税金の無駄遣いは、先ほど言いました、誰が儲かっているのか。IT、そしてソフト業者、そういうふうに専門家が言っておられます。

2番目にあしや砂像展実行委員会補助金2,000万円。これについてですが、もう、今度2年、3年目になりましょうか。費用対効果の検証が十分に行われているのかどうか。そして、また参加者も年々ふえているかもしれませんが、芦屋町民がどれくらい参加してあるのか。それはボランティアの皆さんや職員の皆さんが本当に汗水流しながら、やられていることはわかりますけれど。町民の多くの方はですね、参加される方はそう多くはないと。また本当に冷ややかに見ている。そういうことも聞きます。だから、今、少子高齢化の社会を迎えるに当たって、全ての町民にかかわる福祉、例えばタウンバス、巡回バス。それから今、「保育園落ちた。日本死ね！」というところが全国的に波及しながら、国会審議では執行部はですね、安倍総理はこの国の施策ではあるが、県、自治体との協力を得ながら、この保育士の賃金向上ですね、そういうことをしなければならぬ。していくとこのことでしたから、そういう意味ではいろいろ基準があるでしょうけれど、そういう保育士の、そういう賃金、それから向上ですね、行うために独自の予算を組む方法だってあると思うんです。また、委員会でも出ました区長手当の問題、組長手当を復活するということだって考えられるわけですね。2,000万円あれば、例えば組長は区が30区あって、組長さんが二百数十名とか言われていましたね。1万円出しても260万円ですよ。そういうふうに生活に密着したものに直結した予算にすべきだと考えます。そして、一過性のイベント、町民の理解を得ているとは思えません。

それから、3番目に新病院外周道路工事の件ですが、1億6,400万円計上し、継続費として平成29年度に3,600万円、合計2億円。27年度の分と合わせれば、約2億8,000

万円外周道路工事に使う。警察協議との中でですね、外周道路を変更せざるを得なかったということでしょうけど。やはり過疎債の32年でしたかね、33年までであるわけですから、もう少しですね、慎重にですね、この辺を協議し合いながら、最初から外周道路工事予算を約1億8,000万ですか。そういうものを当初予算から計上しておけばいいわけですね。そういういわゆるずさんな計画、そして実施にいかうとしております。まあ町民の皆さんは、総事業費は46億円というふうに住民説明会でもされておりましたが、材料費、人件費、その増額によって、5億円以上の増額と。今後また増額されていく可能性は大です。また、先ほど言いました薬局は院内薬局でもなさそうであると。そういう意味でこれについてもですね、問題だと。

4点目にはまゆう公園周辺整備工事が今年の6月議会での一般会計補正予算の中で、釜風呂跡地の公園造成は3工程で進められる。それで、6月の補正予算では、その1という形で、今度の28年の予算では総工費約1億円、28年度が6,000万で、28年度がそういうことでしょうか。完成までに総事業費約1億円になるであろう。そういうことで今年の6月の議会では反対をいたしました。その理由としては、その6月議会です、民生委員会で初めて示された全体計画平面図が出された。我々びっくりいたしました。また、町民もほとんど知らされていません。財源は過疎債、10年で返済するというものでした。借金のツケと維持費を子や孫に回すべきではない。地域にはさまざまな児童公園とか、さまざまな公園が二十数カ所あるんですかね。そういうようなことを整備しながら、地域の保護者や地域の御老人や子供たちと交わるような、そういう憩いの公園をリニューアルしていきなりすればいいわけですね。1億円もあればできます。

現在、はまゆう公園愛の鐘設置に数千万円費やして完成しておりますが、経済的効果はほとんどなし。イベントがあるわけでもなし。今現在、急ピッチで工事が進められています。さぞかし1億円もかければですね、立派な公園ができるかもしれませんが、経済効果はほとんどないのではないかと。そういう意味で、これも28年度に完成して、今度は終期工事として2年後29年度くらいにですね、また新たな計画が出るかどうかわかりませんが、一応そういう想定がされてあります。この今現在、工事されているそれ以上にですね、発展すべきではないし、あそこは遺跡もあることだし、緑もあります。中止していただきたいと思っています。

5点目、小中学校通学費補助についてですが、これについても今、小中学校、高校についての通学費、バス通学費については、半額補助としてですね、大々的に今出されて、利用者の方がどのくらいおられるか。その後、人数が上がってくると思いますが、やはり粟屋、大城区の子供さんたちは遠距離の上、交通量も多い競艇場を通るという危険な状態で学校に通って、バス通学されていますが、これは、義務教育は無償とするという精神で全額補助する。補償する、補助というのを補償する義務がある。そういう意味で、これについてもですね、ぜひそうしていただきたい

いという意味で、反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにごいませんか。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

4番、内海です。議案第26号、成28年度芦屋町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は第5次芦屋町総合振興計画の後期計画の初年度でもあります。当初に掲げられました「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を実現するためにも、5年間の行程しかございません。そういうことを踏まえ、今議会は28年度の事業や予算に対し、委員会での審議などさまざまな検証を行ってまいりました。そのことを踏まえ、評価できる点について申し上げたいと思います。

まず、1点目に子供たちは芦屋町の宝でございます。芦屋の子は芦屋で育てろうというスローガンの中で、特に今回中学生までの医療費の無料化による拡充、また妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンステップ拠点としての子育て世帯包括支援センターの設置、また出産祝金、新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃の補助など、子育て・子供支援に係る予算が計上されていること。

2点目に、高齢化が進む中で、町民の重要となる公共交通でございます。特に、32年に完成予定であります中央病院の移転に伴い、町民の方々が大変不安に思っております。その中で今回、バス運行など芦屋町における望ましい交通体系構築のための地域公共交通網形成計画策定の関連予算が計上されていること。

3点目は、近年の大雨等により、農業被害が起り得るという想定の中で、今回県事業ではありますが、汐入川護岸工事が計上されています。芦屋町もこの護岸工事に対し、一定の負担をすする予算が計上されております。

4点目は、近年の異常気象に対し、子供たちは暑い中での授業を受けております。保護者からは良好な教育環境を望む声がたくさん上がっております。そういうふうな中で、28年度は山鹿小学校、そして28年度から30年度には芦屋小学校、芦屋東小学校の空調設備の工事が実施されます。このことにより、良好な教育環境が構築されることと思っております。また、昨年10月に計上されました小中学校通学費の補助、高校生等通学費補助など教育関連予算が十分計上されているということでございます。また、福祉関係におきましても、国の動向を踏まえ、迅速に障害遺族年金受給者への福祉給付金等の予算等も計上されております。このことを踏まえ、一定の評価ができると思っております。

この予算を執行する上では、最小の経費で最大の効果を発揮されるよう行政運営を図っていただくよう期待いたしまして、賛成といたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第26号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第27号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第27号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第27号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第28号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第28号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第28号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第29、議案第29号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第29号、平成28年芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。
予算書では、後期高齢者医療広域連合に1億9,726万円納付されています。後期高齢者医療は、もともと75歳以上の高齢者を切り捨てるひどい医療です。県ごとの広域連合がつけられ運営されていますが、福岡県広域連合は制度が発足した当初から一貫して日本一高い保険料となっており、広域連合の冷たい福祉行政を象徴しています。

広域連合の医療費は12年連続して日本で、医療費が高いのだから保険料が高くなるのは当然という考えです。しかし、3回の保険料改定が行われる中で、これ以上の保険料負担はさせられないと、他県では保険料を抑える涙ぐましい努力がされています。医療費が全国2位の高知県では、3回目の改定の時、財政安定化基金を11億円取り崩し、保険料を据え置きました。医療費全国3位の北海道は3回の改定でつぎ込んだ基金は、福岡県の1.7倍にも及び、保険料は全国13位です。福岡県広域連合にも基金は61億円あり、このうち14億円を取り崩せば保険料を据え置くことができました。ところが広域連合は基金の取り崩しをせず、全国一の均等割り額、全国で唯一11%を超える所得割率を課したのです。全国の20の広域連合が保険料を下げ、12の広域連合が保険料を据え置きたのと対照的です。2017年からは保険料の軽減特例措置が廃止になる予定です。その影響は県内、後期高齢者62万人の6割、35万人に影響が出ます。その対策としての基金の積み立てと活用が重要となります。高齢者にとって命綱の後期高齢者医療の充実を求め、反対討論とします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第29号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第29号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第30号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案30号、平成28年度国民宿舎特別会計予算に反対の討論を行います。

平成28年度は新たな指定管理者によって国民宿舎が運営されますが、指定管理料は昨年より1,127万円軽減し、2,544万円となりました。これらのことにより、3,936万円ふえ、一般会計の繰り入れが1億208万円となっています。指定管理に移行して、国民宿舎の運営は順調に行っているとは到底言えません。芦屋町の観光産業の振興の上で、国民宿舎の存在が欠かせないことは理解できますが、指定管理料がこれだけ下がり、繰入金が見えてくると、指定管理者制度そのものを見直す時期に来ていると考えます。国民宿舎の発足時のように町の直営で行い、地域内経済循環を行うことが必要であることを述べて討論いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この議案について反対討論いたします。

平成26年度までは、国民休暇村サービスが約6,000万円の指定管理料納入額でありました。平成27年度はマーチャント・バンカーズ、約3,672万円と減額されてきております。そういう中であって、平成28年度からのグリーンハウスが約2,540万円というふうに、納入額が減額されていく中で、今、川上議員が言われたように、一般会計繰入額も27年度は6,200万円だったのが1億2,000万、約ですね、増額されていると。今回の予算では空調とか改修工事実施設計委託とか外壁の改修工事などで、委託料等で増額されていくのかもわかりませんが、やはり指定管理納入額が、いわゆる賃料が年々減額されている。あの膨大な土地と国民宿舎がですね、年間2,540万円の賃料とは、ちょっと想像つかないんですよ。我々の財産、土地、建物の財産が年間2,540万、非常に少ないと思います。そういう意味では5年後ですかね、民間委託から直営の方式に変えることも考えながら検討すべきではないかということで、問題提起としてこの議案に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。議案第30号、平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計予算ですけども、賛成の立場で討論させていただきます。

本国民宿舎についてはですね、観光振興の中核となる事業であります。現時点での判断は非常に難しいかと思われまますが、現時点では妥当だと、適当であると私は判断いたしますので、賛

成いたします。

以上であります。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第30、議案第30号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第30号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第31号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第31、議案第31号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第31号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第32、議案第32号の討論を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

議案第32号、平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について反対の意見を述べさせていただきます。

地域手当については、事業局も予算に計上していますが、先般の委員会では、従事員については、地域手当は考えていないという回答でありました。政府は、官民を通じて地域間の格差が拡大し、アベノミクス効果の地方への波及に深刻な影響を与え、人材確保も困難となる。地方と都市部の格差が拡大することがないように適切に講ずることと言っている。芦屋町の予算書を見ると、臨時職員の方の時給も上がっております。職員給料、手当も上がる中、なぜにボートレース

従業員だけが冷遇されているのか。

総務課長の先般の委員会の発言では、平成20年から地域手当は廃止、職員給料も下がっている。皆さん我慢して今年度まで来た。だから、この人事院勧告でベースアップを含めて、地域手当を復活させる。そういう話がありました。では、ボートレース場の従事員はどうなんですか。競艇場組合が赤字の時期、10年間ぐらいありました。10年前から従事員は低賃金で働いておられます。そういう方々を無視して片方だけ優遇する。そういう予算には反対をせざるを得ない。私は何も労使交渉に介入するわけではありません。

先ほどから、いろいろ討論があつておりますが、この何年間かモーターボート競走事業収入、今現在では4億円、事業収入で事業名がここに上がっております。競艇収益まちづくり基金2億円、国保特別会計、敬老祝金、山鹿地区テレビ受信料、子育て、それから出産祝金、芦屋町創業促進支援事業補助金、あしや砂像展、国民宿舎特別会計、下水道、通学費補助、芦屋釜の里、それぞれ4億円の使途が上がっております。そういう平成十五、六年から赤字続きであった競艇場をここまで回復させて好転させたのは、それは、競艇事業局、それから芦屋町長、皆さんの力と思いますが、この従業員の賃金を全国24場の中の22番目ぐらいの低さで10年間辛抱させておる。じゃあ職員の給料だけ、自分たちだけよければそれでいいのか。そういうことではないと思います。私は、競艇場従事員の何人、芦屋におるか、今、ちょっとわかりませんが、そういう芦屋町民の不利益を代弁するのが、代弁して好転させるのが議員の仕事じゃないかな。何も利益誘導で話しておるわけではありません。

そういうことで、昨年6月議会でも私の一般質問の中で、局長は春闘の折衝の中で誠心誠意協議をし、今回の人事院勧告があれば何らかの考えがあるということでしたが、委員会でそういう話もなかった。それこそね、ことしの春闘があるでしょうが、折衝の中でそういう賃上げ闘争でしょうから、御一考願えればと思っております。

最後に、そういうことをお願いして、今回は反対をしておりますが、大体ですね、ずっと議員さんの今まで何年間か見ておると、お金の要ることばかり話が出ております。誰が金を稼いでいる。競艇場の最前線で働く従事員さんでしょ。そういう人をないがしろにするような予算を立てたんじゃ、反対せざるを得ない。これからも労使交渉を見守りながら、こういう話もしていかないけないと思っております。親の意見とね、冷酒、それからボディーブローはじっくり後からききますのでよろしく願いをいたします。

終わります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

先ほども質問をしたわけですが、そのときにこの意見書の件については、あくまでも報告だというようなことを言われましたので、私はそこで引き下がったんですけども、よくここを見ても、やっぱり予算執行に当たっては、所管委員会と十分に協議されるように意見を申すと、そのように書いてありますが、このあくまでも労働者の賃金、労働条件については、労使交渉が最優先する問題でございます。そこら辺については、やはり十分御理解いただいて、この所管委員会との協議ということについて、訂正されるよう意見を申し上げたいと思います。

以上です。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

松上議員。この議案について、賛成か反対の討論をしてください。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

私は、この予算については基本的には賛成です。ただ、ここの条文だけ訂正してほしいという事です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第32、議案第32号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第32号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第33、議案第33号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第33、議案第33号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第33号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第34、議案第34号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第34、議案第34号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第34号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第35、承認第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第35、承認第1号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、承認第1号は、原案を承認することに決定いたしました。
次に、日程第36、承認第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第36、承認第2号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、承認第2号は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託

の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

以上で、採決を終わります。

日程第37. 同意第1号

○議長 小田 武人君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第37、同意第1号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

本日、追加提案いたしております人事議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

同意第1号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、地方税法第42条第3項の規定に基づき、新たに吉永和子氏を選任したく、議会の同意を求めるものです。吉永氏は、温厚な方で、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単であります提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第37、同意第1号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

お諮りします。日程第37、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第1号は、同意とすることに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成28年芦屋町議会第1回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前11時45分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員